論文テキスト

非売品

論文インプット講座使用テキスト

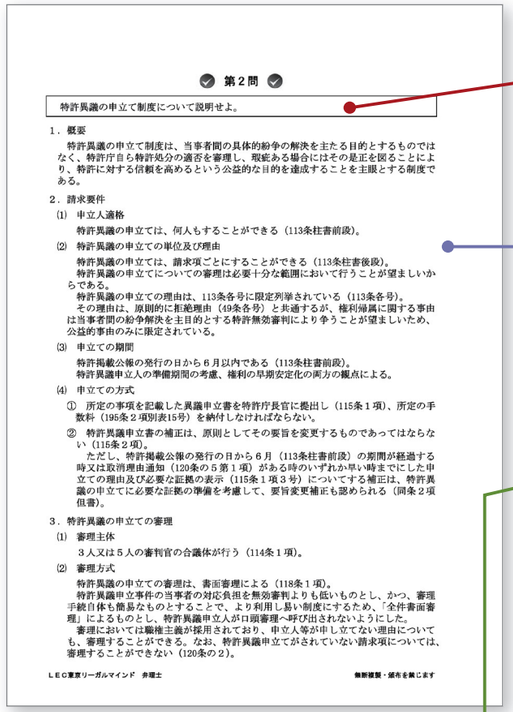

第２問

特許異議の申立て制度について説明せよ。

1．概要

特許異議の申立て制度は、当事者間の具体的紛争の解決を主たる目的とするものではなく、特許庁自ら特許処分の適否を審理し、瑕疵ある場合にはその是正を図ることにより、特許に対する信頼を高めるという公益的な目的を達成することを主眼とする制度である。

2．請求要件

(1) 申立人適格

特許異議の申立ては、何人もすることができる（113条柱書前段）。

(2) 特許異議の申立ての単位及び理由

特許異議の申立ては、請求項ごとにすることができる（113条柱書後段）。
特許異議の申立てについての審理は必要十分な範囲において行うことが望ましいからである。
特許異議の申立ての理由は、113条各号に限定列挙されている（113条各号）。
その理由は、原則的に拒絶理由（49条各号）と共通するが、権利帰属に関する事由は当事者間の紛争解決を主目的とする特許無効審判により争うことが望ましいため、公益的事由のみに限定されている。

(3) 申立ての期間

特許掲載公報の発行の日から６月以内である（113条柱書前段）。
特許異議申立人の準備期間の考慮、権利の早期安定化の両方の観点による。

(4) 申立ての方式

① 所定の事項を記載した異議申立書を特許庁長官に提出し（115条１項）、所定の手数料（195条２項別表15号）を納付しなければならない。

② 特許異議申立書の補正は、原則としてその要旨を変更するものであってはならない（115条２項）。
ただし、特許掲載公報の発行の日から６月（113条柱書前段）の期間が経過する時又は取消理由通知（120条の５第１項）がある時のいずれか早い時までにした申立ての理由及び必要な証拠の表示（115条１項３号）についてする補正は、特許異議の申立てに必要な証拠の準備を考慮して、要旨変更補正も認められる（同条２項但書）。

3．特許異議の申立ての審理

(1) 審理主体

３人又は５人の審判官の合議体が行う（114条１項）。

(2) 審理方式

特許異議の申立ての審理は、書面審理による（118条１項）。
特許異議申立事件の当事者の対応負担を無効審判よりも低いものとし、かつ、審理手続自体も簡易なものとすることで、より利用し易い制度にするため、「全件書面審理」によるものとし、特許異議申立人が口頭審理へ呼び出されないようにした。
審理においては職権主義が採用されており、申立人等が申し立てない理由についても、審理することができる。なお、特許異議申立てがされていない請求項については、審理することができない（120条の２）。

LEC東京リーガルマインド　弁理士

無断複製・頒布を禁じます

1 問題

一行問題と基本的な事例問題が掲載されています。一行問題では、主要テーマについて論文試験対策に必要不可欠な事項を学び、事例問題では、一行問題で得た知識を答案にどう活かすかを学ぶことができます。

2 答案例

答案には一定の流れや型があり、論文初心者は、まずはオーソドックスな流れや型を習得する必要があります。LECが提供する答案例は、丁寧でありながらメリハリを付けた記載となっているため、正確な知識と処理能力が要求される近年の論文問題にピッタリです。

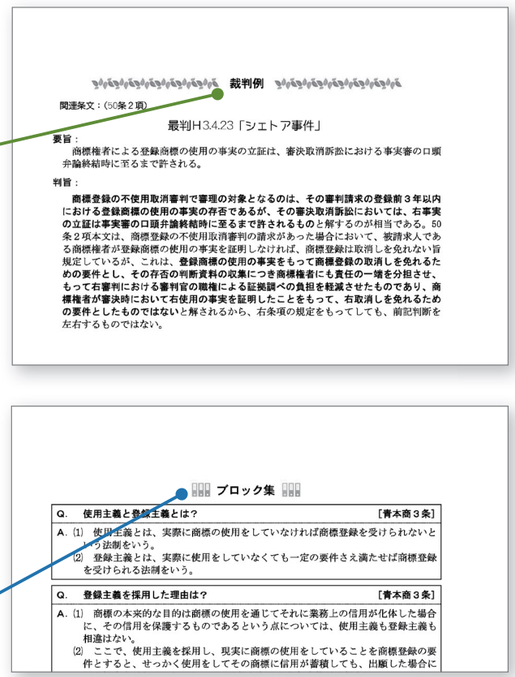

裁判例

関連条文：(50条２項)

最判H3.4.23「シェトア事件」

要旨：
商標権者による登録商標の使用の事実の立証は、審決取消訴訟における事実審の口頭弁論終結時に至るまで許される。

判旨：
商標登録の不使用取消審判で審理の対象となるのは、その審判請求の登録前３年以内における登録商標の使用の事実の存否であるが、その審決取消訴訟においては、右事実の立証は事実審の口頭弁論終結時に至るまで許されるものと解するのが相当である。50条２項本文は、商標登録の不使用取消審判の請求があった場合において、被請求人である商標権者が登録商標の使用の事実を証明しなければ、商標登録は取消しを免れない旨規定しているが、これは、**登録商標の使用の事実をもって商標登録の取消しを免れるための要件とし、その存否の判断資料の収集につき商標権者にも責任の一端を分担させ、もって右審判における審判官の職権による証拠調べの負担を軽減させたものであり、商標権者が審決時において右使用の事実を証明したことをもって、右取消しを免れるための要件としたものではないと解されるから、右条項の規定をもってしても、前記判断を左右するものではない。**

ブロック集

Q. 使用主義と登録主義とは？	［青本商３条］
A. (1) 使用主義とは、実際に商標の使用をしていなければ商標登録を受けられないという法制をいう。 (2) 登録主義とは、実際に使用をしていなくても一定の要件さえ満たせば商標登録を受けられる法制をいう。	

Q. 登録主義を採用した理由は？	［青本商３条］
A. (1) 商標の本来的な目的は商標の使用を通じてそれに業務上の信用が化体した場合に、その信用を保護するものであるという点については、使用主義も登録主義も相違はない。 (2) ここで、使用主義を採用し、現実に商標の使用をしていることを商標登録の要件とすると、せっかく使用をしてその商標に信用が蓄積しても、出願した場合に	

3 裁判例

法律の勉強をする上で避けて通れない判例学習ですが、独学では勉強しにくいものがあります。本講座のテキストでは、問題に関連する重要判例について事案をわかりやすくまとめた上で、判旨を紹介しています。

4 ブロック集

弁理士試験で要求される知識は膨大なものです。本テキストには、確実に覚えなければならない事項を集めたブロック集が用意されており、問題と併用して学習することで論文の基礎力を完成させることができます。

論文対策に必要な情報を一元化

◉論文試験合格のためには、確実な理解と必要事項の記憶が不可欠です。論文テキストは、その確実な理解を促すとともに、記憶が必要な箇所を明示していますので、論文試験に必要な知識を短期間で身につけることができます。
◉弁理士試験最大の山場と呼ばれる論文試験。この試験を突破するためには、様々な能力が高いレベルで備わっていることが要求されます。論文テキストでは、早い段階で論文試験突破に必要な能力がバランスよく身につけられるよう数々の工夫が凝らされています。本テキストをフル活用することにより、短期合格への道が拓けていきます。
◉論文の書き方には一定のルールがありますが、そのルールを独学で身につけるのは困難です。本講座では、基本的なルールから本試験を突破するための答案作成方法まで学びますので、独学者が困難に感じる部分をスムーズにクリアすることができます。

＊画像はサンプルです。

短答テキスト

非売品

短答インプット講座使用テキスト

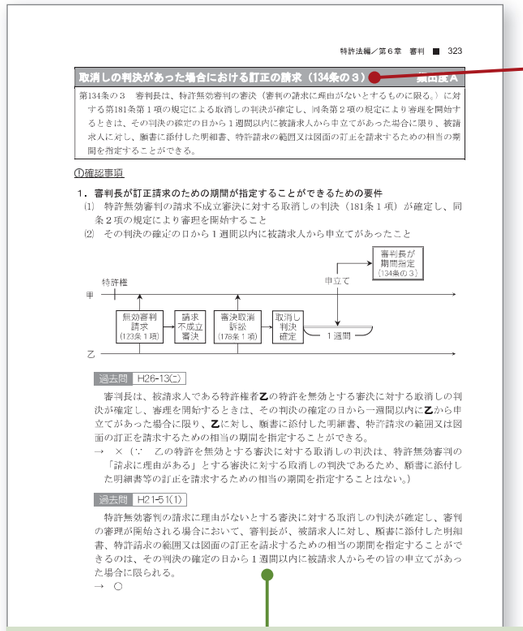

特許法編／第６章　審判　■　323

取消しの判決があった場合における訂正の請求（134条の３）　重要度A

第134条の３　審判長は、特許無効審判の審決（審判の請求に理由がないとするものに限る。）に対する第181条１項の規定による取消しの判決が確定し、同条２項の規定により審理を開始するときは、その判決の確定の日から１週間以内に被請求人から申立てがあった場合に限り、被請求人に対し、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求するための相当の期間を指定することができる。

①確認事項

1．審判長が訂正請求のための期間が指定することができるための要件
(1) 特許無効審判の請求不成立審決に対する取消しの判決（181条１項）が確定し、同条２項の規定により審理を開始すること
(2) その判決の確定の日から１週間以内に被請求人から申立てがあったこと

過去問　H26-13(ニ)

審判長は、被請求人である特許権者**乙**の特許を無効とする審決に対する取消しの判決が確定し、審理を開始するときは、その判決の確定の日から一週間以内に**乙**から申立てがあった場合に限り、**乙**に対し、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求するための相当の期間を指定することができる。
→　×（∵　乙の特許を無効とする審決に対する取消しの判決は、特許無効審判の「請求に理由がある」とする審決に対する取消しの判決であるため、願書に添付した明細書等の訂正を請求するための相当の期間を指定することはない。）

過去問　H21-5(1)

特許無効審判の請求に理由がないとする審決に対する取消しの判決が確定し、審判の審理が開始される場合において、審判長が、被請求人に対し、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求するための相当の期間を指定することができるのは、その判決の確定の日から１週間以内に被請求人からその旨の申立てがあった場合に限られる。
→　○

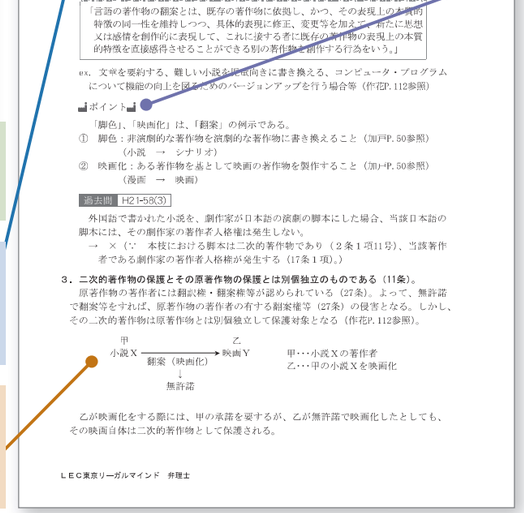

6 ■ 短答アドヴァンステキスト　著作権法

② ハ調をイ調に移調する場合、民謡を採譜する場合等は、原則として「編曲」にはあたらない（加戸P. 50参照）。

(3) 「変形」
既存の美術等の著作物を、他の表現形式に変換する場合のことをいう（中山著作P. 153～154、加戸P. 50参照）。
ex. 彫刻を絵画にしたり、写真を絵画にしたりする場合（作花P. 111参照）

(4) 「翻案」

判　例：最判H13.6.28「江差追分事件」
「言語の著作物の翻案とは、既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現して、これに接する者に既存の著作物の表現上の本質的特徴を直接感得させることができる別の著作物を創作する行為をいう。」

ex. 文章を要約する、難しい小説を児童向きに書き換える、コンピュータ・プログラムについて機能の向上を図るための バージョンアップを行う場合等（作花P. 112参照）

ポイント

「脚色」、「映画化」は、「翻案」の例示である。
① 脚色：非演劇的な著作物を演劇的な著作物に書き換えること（加戸P. 50参照）
（小説　→　シナリオ）
② 映画化：ある著作物を基として映画の著作物を製作すること（加戸P. 50参照）
（漫画　→　映画）

過去問　H21-58(3)

外国語で書かれた小説を、劇作家が日本語の演劇の脚本にした場合、当該日本語の脚本には、その劇作家の著作者人格権は発生しない。
→　×（∵　本校における脚本は二次的著作物であり（２条１項11号）、当該著作者である劇作家の著作者人格権が発生する（17条１項）。）

3．二次的著作物の保護とその原著作物の保護とは別個独立のものである（11条）。
原著作物の著作者には翻訳権・翻案権等が認められている（27条）。よって、無許諾で翻案等をすれば、原著作物の著作者の有する翻案権等（27条）の侵害となる。しかし、その二次的著作物は原著作物とは別個独立して保護対象となる（作花P. 112参照）。

乙が映画化をする際には、甲の承諾を要するが、乙が無許諾で映画化したとしても、その映画自体は二次的著作物として保護される。

LEC東京リーガルマインド　弁理士

1 条文

短答試験は条文知識が点数に直結します。条文が挙げられた上で、その詳しい解説がなされている本テキストは、まさに短答対策の王道を行くものです。

2 ポイント

ポイントとなる部分をポイントで示しています。復習の際には、条文とポイントを中心に再確認していけば、効率よく重要事項を定着させることができます。

3 過去問

出題された過去問を関係のある箇所に挿入してあります。学習した箇所に関連する過去問を解くことにより知識の定着が図れます。

4 判例

著作権法や不正競争防止法では、短答試験で狙われる可能性の高い判例をピックアップして表にまとめているため、理解しにくい判例の要点も短時間で理解することができます。

5 図表

言葉では理解しにくい箇所や、表にしてまとめて覚えた方がよい箇所では、図表が用いられています。ビジュアル的に記憶に留めることができ、短答試験突破に大きな力を発揮します。

短答試験合格に直結する機能的テキスト

◉短答試験は、条文を中心とした知識が正確に身についていれば、必ず突破できます。短答テキストは、正確な知識を確実にインプットできるよう様々な工夫がなされています。
◉短答試験突破のために把握しておくべき知識は、条文はもちろん、青本・審査基準・判例・基本書・過去問など、非常に多岐にわたる情報源に分散掲載されています。
本テキストでは、条文単位で、その条文を学習するにあたっての必要な情報を、あらゆるソースから集約し掲載しています。これにより、貴重な時間を使って情報をまとめる手間と時間を浪費することなく、最初から完成された教材を元に学習することができます。
◉最新の試験傾向を分析した上で、毎年改訂を行っているため、本試験の傾向に合った情報を多く盛り込んでいます。

＊画像はサンプルです。